

令和3年（ワ）第11934号 損害賠償請求事件

原告 2名

被告 国

令和4年12月1日

大阪地方裁判所 第3民事部合議3係 御中

準備書面（5）

上記当事者間にかかる御庁頭書事件について、原告らは下記のとおり弁論を準備する。

原告ら 訴訟代理人

弁護士 川村真文



記

昨日（2022年11月30日）に、東京地裁が、同性カップルが家族になる法制度がないことについて「人格的生存への重大な脅威、障害」であるとして「違憲状態」と判断したことが報道されている（甲42）。

本件では親子の人権について、（国（公共団体）による）親子の分離／断絶が憲法13条に基づく親子の人権の侵害となり得るかが問われているところ、人権侵害の度合いは「物理的断絶＞（一緒に生活するカップルについての）法制度の不存在」であり、一緒に生活する同性カップルについて「家族になる法制度」がないことが「人格的生存への重大な脅威、障害」であるとして「違憲状態」となるのであれば、「法制度」以前に、（親子の）「物理的」分離／断絶が、親子の人格的生存を侵害する憲法上の人権侵害（＝憲法違反）となり得ることは明らかである。